

担当者が直面しやすい疑問を解消！

経営者保証取扱い時の こんなときどうする!?

杉本光生
中小企業診断士

ここでは、経営者保証に関するガイドラインに基づく対応を行っていく中で、担当者が直面する疑問や悩みを挙げ、対応のポイントや留意点について解説する。



経営状況に不安のある 先から保証契約の 見直しを求められた



Q1

「経営者保証に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)の第4項「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」では、主たる債務者および保証人に対して、経営者保証を提供することなしに資金調達を希望する場合には、以下の状況であることを求めている。

法人と個人の一体性の解消を

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
法人の業務、経理、資産所有などに關し、経営者との関係を明確に区分・分離し、法人と経営者間の資金のやりとりを社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制整備などの運用を通し、法人と個人の一体性の解消に努める。

② 財務基盤の強化
財務状況および経営成績の改善

③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保
資産負債の状況、事業計画や業績見通し、およびその進捗状況などに関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。

④ 資金調達面
資金調達の状況、内容を確し、改善計画がスムーズに進むか、他の金融機関から協力が得られるかを確し、アどこの金融機関から資金調達をするか、イ資金調達の方法(担保・保証等)は何か、ウ金融機関以外からの資金調達はるかをチェックしよう。

⑤ 前項までに見てきたポイントから経営者保証徴求の適否を検討し、保全面などから徴求が必要ならば申し出ることにする。

経営改善中の先から 「どうすれば経営者保証を 外せるのか」と聞かれた



Q2

本 ケースのような質問には、経営改善の実現が前提である旨を丁寧に説明する。ガイドラインによれば、経営改善が図られたこと等により、主たる債務者および保証人から保証契約の解除等の申入れがあった場合は、改めて経営者保証の必要性について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対して丁寧に具体的な説明することとされている。

これを考慮すれば、金融機関としては、停止条件または解除条件付保証契約、A B L、金利の一定の上乗せなどの経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることが必要だ。

A B L等の融資手法も検討
また、法人・個人の一体性の解

現時点では経営者保証を 徴求していないが 経営改善が進んでいない



Q3

経 営改善計画について主たる債務者等にヒアリングを行うと、計画の進捗状況を把握することが不可欠となる。以下にそのポイントを挙げる。

① 計画(予想)売上高の達成度
売上高に關する算出根拠を再確認する。ア取扱い製品のシェアはどのくらいか、イ既存製品ニーズほどの程度あるか、ウ新製品、開発製品ニーズほどの程度見込めるかをチェックしよう。

② リストラ計画の妥当性
人件費の削減だけでなく、生産内容、設備内容、仕入状況など幅広くチェックを行うことが重要。リストラ計画の良否は財務内容に大きな影響を与えるので、これらの根拠を確認する。ア人件費の削減は妥当か、イ人件費の削減によ

り販売力に影響はあるか、ウ生産ラインのコストダウンに妥当性はあるかをチェックしよう。

③ 収益性
収支環境の分析も重要だ。ア赤字製品はないか、イ特定の取引先の収支内容はどうか、ウ利益が減少傾向にある製品はないかをチェックしよう。

④ 資金調達面
資金調達の状況、内容を確し、改善計画がスムーズに進むか、他の金融機関から協力が得られるかを確し、アどこの金融機関から資金調達をするか、イ資金調達の方法(担保・保証等)は何か、ウ金融機関以外からの資金調達はるかをチェックしよう。

⑤ 前項までに見てきたポイントから経営者保証徴求の適否を検討し、保全面などから徴求が必要ならば申し出ることにする。

消などが図られている、あるいは図るつとして主たる債務者が資金調達を要請した場合に、以下に挙げる基本的な要件が将来にわたって充足することが見込まれるときは、主たる債務者の経営状況や資金使途、回収可能性などを総合的に判断するとともに、経営者保証を求めない可能性や、停止条件または解除条件付保証契約、A B L等の代替的な融資手法を活用する可能性について検討する。

基本的な要件とは、ア法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている、イ法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない、ウ法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る、エ法人から適切に財務情報などが提供されている、オ経営者などから十分な物的担保の提供がある、である。

減は妥当か、イ人件費の削減によ